

## 共に、パッシブデザインの価値を高め、普及していきませんか？

### 協賛企業・団体募集のご案内

いま、“パッシブデザイン”に集まろう。

パッシブデザインにはたくさんの魅力と深い社会的意義がありますが、一方でそれは単純なものではなく、ひとつのキャッチフレーズでは語れないという側面があります。だからこそ、たくさんの建築関係者がメッセージ、イメージ、そして確かな技術を社会に向かって表現していくことが求められます。

また、住宅の省エネルギー化に向けた取組みが本格化しています。その中でどのように自社の特色を打ち出し、他社と差別化していくかを考えたとき、「パッシブデザイン」を武器に捉える方が急速に増えています。そして住宅取得を考えている人においても、「パッシブデザイン」という言葉と内容に関心が集まっていることを実感しています。

いまこそ、真摯にパッシブデザインに向かった住宅をつくるとする建築関係者への、サポートが必要です。

本会は派閥をつくらうとは考えていませんし、一部の利益を求める組織でもありません。声の大きな人や企業に流されることもありません。パッシブデザインを科学的に捉え、マーケティングも重視しながら、純粋にパッシブデザインを普及することだけを目標に活動していますが、その意義を感じます。

私たちパッシブデザイン協議会では、本会の趣旨に賛同し、応援いただける企業・団体を募集しております。共に、パッシブデザインの魅力と意義を伝えながら、それらを実現する地域工務店や設計事務所様をサポートしませんか。ご協賛内容は下記の通りでございますので、ご検討のほど宜しくお願い申し上げます。

■ご協賛金 一口 100,000円/年 ~ もしくは 一口 300,000円/年 ~

※資本金額及び従業員数に依り、金額が異なります。詳しくは裏面の協賛企業・団体募集等規程 第3条をご確認ください。

■ご協賛要件 本会が関与する催しや事業の趣旨に賛同し、応援、援助いただける企業・団体  
※詳しくは裏面の協賛企業・団体募集等規程をご確認ください。

#### ■ご協賛特典

- (1) 協賛者の名称・紹介を、本会ホームページ等、本会が指定するスペースに掲載  
またパッシブデザイン協議会のロゴをお使いいただけます。
- (2) 本会が有料で提供するイベントやツール等の料金について本会会員Aと同等の割引を適用
- (3) 本会が主催する各イベント時に協賛者に関する資料を配布  
※連続開催のワークショップ等は、1回の配布となります。
- (4) 協賛者が主催する各イベントの告知・集客等、イベント企画の協力  
※各イベントの内容から本会が不適当と認めた場合は該当しません。

#### ■ 2017年度 イベント実績と予定

開催月	内容	予定人数	場所	開催月	内容	予定人数	場所
5月	PDWS-NEXT・スケッチアップマスター講座(5/18)	20	東京	11月	PDWS-NEXT・スケッチアップマスター講座	20	未定
	パッシブデザインワークショップ前期① (5/23)	50	東京		パッシブデザインワークショップ後期②	50	東京
6月	PDWS-NEXT・設計マスター講座(6/13)	20	東京		未来会議2017	80	未定
	パッシブデザインワークショップ前期② (6/22)	50	東京	12月	PDWS-NEXT・設計マスター講座	20	東京
7月	パッシブデザインワークショップ前期③ (7/19)	50	東京	<b>2018年</b>			
	パッシブデザイン入門セミナー (7/27)	50	未定	1月	パッシブデザインワークショップ後期③	50	未定
8月	パッシブデザインワークショップ前期④ (8/22)	50	東京	2月	パッシブデザイン建築視察会 パッシブデザインワークショップ後期④	未定	未定
9月	パッシブ建築視察&事業化セミナー	100	未定	3月	パッシブデザインワークショップ後期⑤	50	大阪
	パッシブデザインワークショップ前期⑤ (9/22)	50	東京		パッシブデザイン入門セミナー	50	未定
10月	パッシブデザインワークショップ後期①	50	未定	★その他にも、適宜イベントを追加してまいりますので、ご期待ください★			

## 一般社団法人 パッシブデザイン協議会 協賛企業・団体申込書

■一般社団法人パッシブデザイン協議会 定款第2条に定められた目的に賛同し、貴会への協賛を申し込みます。  
協賛にあたっては、本会の定款ならびに協賛企業・団体募集等規定を尊重して活動することを約束いたします。

申込区分	<input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 団体	HP掲載希望	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	資料配布希望	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
ふりがな					申込み口数 ( ) 口 ( ) 万円
名称・代表者名	印				
所在地・住所	〒				
TEL	( )	FAX	( )		
URL	←当協議会のHPにて協賛企業様をご紹介いたしております。 リンク先として適切なアドレスをご記入ください。				
企業・団体概要	<input type="checkbox"/> 建材メーカー <input type="checkbox"/> 設備メーカー <input type="checkbox"/> その他( )				
ふりがな			メールアドレス	@	
ご担当者名					

一般社団法人パッシブデザイン協議会 協賛企業・団体募集等規程

(趣旨) 第1条 この規程は、一般社団法人パッシブデザイン協議会(以下「本会」という)が関与する催しや事業の趣旨に賛同し、応援、援助する協賛企業・団体を募集、選定し、当該協賛する企業・団体の名称等を本会ホームページに掲載、告知等することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 協賛希望者 事業の趣旨に賛同し、事業に要する費用(以下「事業費」という。)の一部を負担して事業に協賛することを希望する企業・団体

(2) 協賛者 事業の趣旨に賛同し、事業費の一部を負担して事業に協賛するものとして、第5条の規定により本会が選定した企業・団体

(協賛の金額) 第3条 協賛者が負担する金額は、一企業・団体につき一口10万円とする。ただし、資本金の額が3億円もしくは従業員数が300人を超える企業・団体については、一企業・団体につき一口30万円とする。

2. 協賛金は第6条の規定による本会からの通知日を起算に1年分として納入するものとし、既納の協賛金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

3. 前項および第1項は本会が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(協賛の申込み) 第4条 協賛希望者は、本会が別に定める書面に必要事項を記載して申し込むものとする。

(協賛者の選定) 第5条 本会は、前条の規定により申込みした協賛希望者の中から、本会の事業目的に照らし、適当とする企業・団体を、事業費に照らし必要とする範囲において、協賛者として選定するものとする。

2. 本会は、協賛希望者が本会の事業目的に照らし不適当と認めるときは、当該協賛希望者を協賛者として選定しない。

3. 前項および第1項は理事会の承認をもって行うものとする。

(承諾等の通知) 第6条 本会は、前条の規定により協賛者を選定したときは、当該選定した協賛希望者に対し協賛の申込みを承諾したことについて通知し、選定しなかった協賛希望者に対し協賛の申込みを承諾しなかったことについて通知するものとする。

2. 協賛者の選定期間は通知日から1年間とし、本会から承諾の取消通知がない限り翌年以降も自動的に協賛者として選定したものと見なされる。

(承諾の取消し) 第8条 本会は、協賛者が次の各号のいずれかに所属または該当すること、あるいは、これらの者のいずれかと関係(資金供給または便宜を供与すること等を含む)があることが判明した場合、その他本会が特に必要と認めるときは、既にした協賛の承諾を取り消すことができる。

(1) 暴力団  
(2) 暴力団員  
(3) 暴力団準構成員  
(4) 暴力団関係企業  
(5) 総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等  
(6) その他①から⑤までに掲げる者に準ずる者

(特典) 第9条 協賛者は、次の特典を享受することができる。

(1) 協賛者の名称は、本会が指定するスペースの範囲内に、本会が指定するサイズにより本会ホームページ等に1年間掲載する。

(2) 本会が有料で提供するイベントやツール等の料金について会員Aと同等の割引が受けられる。

(3) 本会が主催するセミナーや講習会(以下、各イベント)時に協賛者に関する資料を配布することができる。

(4) 協賛者が主催する各イベントの告知・集客等、イベント企画の協力を受けることができる。

2. 前項の(3)(4)の特典は、各イベントの内容から不適当と認めるときはこの限りではない。

附則 この規程は、平成25年4月16日から施行する。  
附則 この変更規程は、平成25年6月13日から施行する。  
附則 この変更規程は、平成29年4月27日から施行する。

**協賛企業・団体ご希望の方は、必要事項をご記入の上、  
事務局: info@passive-design.jp にメールにてお送りください。**

■お問合せ先

一般社団法人 パッシブデザイン協議会  
〒105-0003 東京都港区西新橋3-7-1ランディック第2新橋ビル  
TEL 0570-02-8309(平日10:00~12:00/13:00~17:00) Mail info@passive-design.jp  
URL: http://www.passive-design.jp/

事務局 使用欄	
受理日付印	責任者印
	20170427